

中間貯蔵事業における複数年度発注に係る実施方針

平成 29 年 12 月 19 日
環管契第 171219010 号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の契約に関する事務処理については、適正な業務運営及び経営の効率化に資することを目的とし、契約規程、契約細則により定められているところであるが、中間貯蔵事業において単年度に完結することが困難で、やむを得ず複数年度に亘る業務を発注する場合で、業務の中で大掛かりな設備投資を伴う等、業務内容を実現するために要する費用総額（以下「トータルコスト」という。）の上限を約束させる必要があるものは、複数年度一括発注・単年度契約方式を下記によりできることとする。

記

1. 対象業務

本手続きの対象業務は、中間貯蔵事業において、

①業務の中で施設を設置して行うもの

②業務の中で高額な装置を用意して行うもの

のいずれかに該当し契約審議委員会の議を経て契約職が認めた業務とする。

ただし、業務期間は5年度を限度とするものとする。

2. 契約方式

契約方式については、提案型（総合評価落札方式、企画競争）とし、契約審議委員会の議を経て、契約職が決定する。

3. 発注の公告

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程（平成 17 年 5 月 31 日規程第 3 号）第 2 条に規定する契約職は、1. の対象業務を発注する場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則（平成 17 年 5 月 31 日細則第 1 号）第 4 条に基づき、入札公告する。

(2) 公告・発注説明書等には、発注業務が複数年度一括発注・単年度契約方式による入札である旨を明記し、仕様書（仕様書骨子を含む）に複数年度に亘る業務内容を記載の上、契約手続きの手順を示すこととする。

(3) 契約は初年度のみ単年度契約とし、初年度の業務実績が良好と認められない場合には、次年度の契約を締結しないことがある、また、次々年度目以降の契約もこれに準ずる旨を明記する。

4. 提案書の審査方法等

(1) 競争参加を認めた者には、複数年の年度毎の事業計画及び事業費見積、トータル

コストを含む提案書（企画書も含む）（以下、「提案書」という。）の提出を求め、評価の対象にすることを明記する。

- (2) 契約職は、提案書作成要領、評価審査等の作成にあたり、中間貯蔵事業における委託業務等評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）を活用する。
- (3) 提案書の評価審査は、評価審査委員会が評価審査し、審査結果を契約審議委員会に報告する。
- (4) 契約職は、提案書の合否について通知する。なお、不合格となった提案書には理由を付して通知する。

5. 入札の執行及び契約候補者の特定

- (1) 入札は、4. (4)により合格とした者（以下「入札予定者」という。）により行う。
- (2) 契約候補者を特定するための入札は、トータルコストで行い、これは提案書でのトータルコストを超えてはならない。この際、年度別内訳書も提出するものとする。なお、トータルコストは契約額とはしない。
- (3) トータルコスト入札価格が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第8条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内である入札予定者の内、発注説明書に記載する提案書の作成・審査要領に規定する「評価値の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を契約候補者に特定する。また、企画競争の場合は、特定後速やかに、トータルコスト、及び年度別内訳書を提出するものとする。

6. 初年度分の手続き

- (1) 契約職は、5. (3)により特定された契約候補者に対し、初年度分の入札（見積）執行を通知する。
- (2) 初年度分の業務内容を示した仕様書等を提示し、現場説明を行う。
- (3) 契約候補者から、仕様書等に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答をする。

7. 見積合せの執行

- (1) 入札（見積）は、初年度分の業務費について行うものとする。
- (2) 入札（見積）価格が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である場合、落札決定とする。
- (3) 提案書に記載された業務期間、本業務内容を実現するために要するとして、5. で提出されたトータルコストが現時点における上限価格であり、次年度以降の契約時においては、さらに低減させうる価格であることを確認するため、年度別内訳及び積算根拠を添付した「確認書」を提出するものとする。（別添1の例を参照のこと。）

8. 契約書に明示する事項

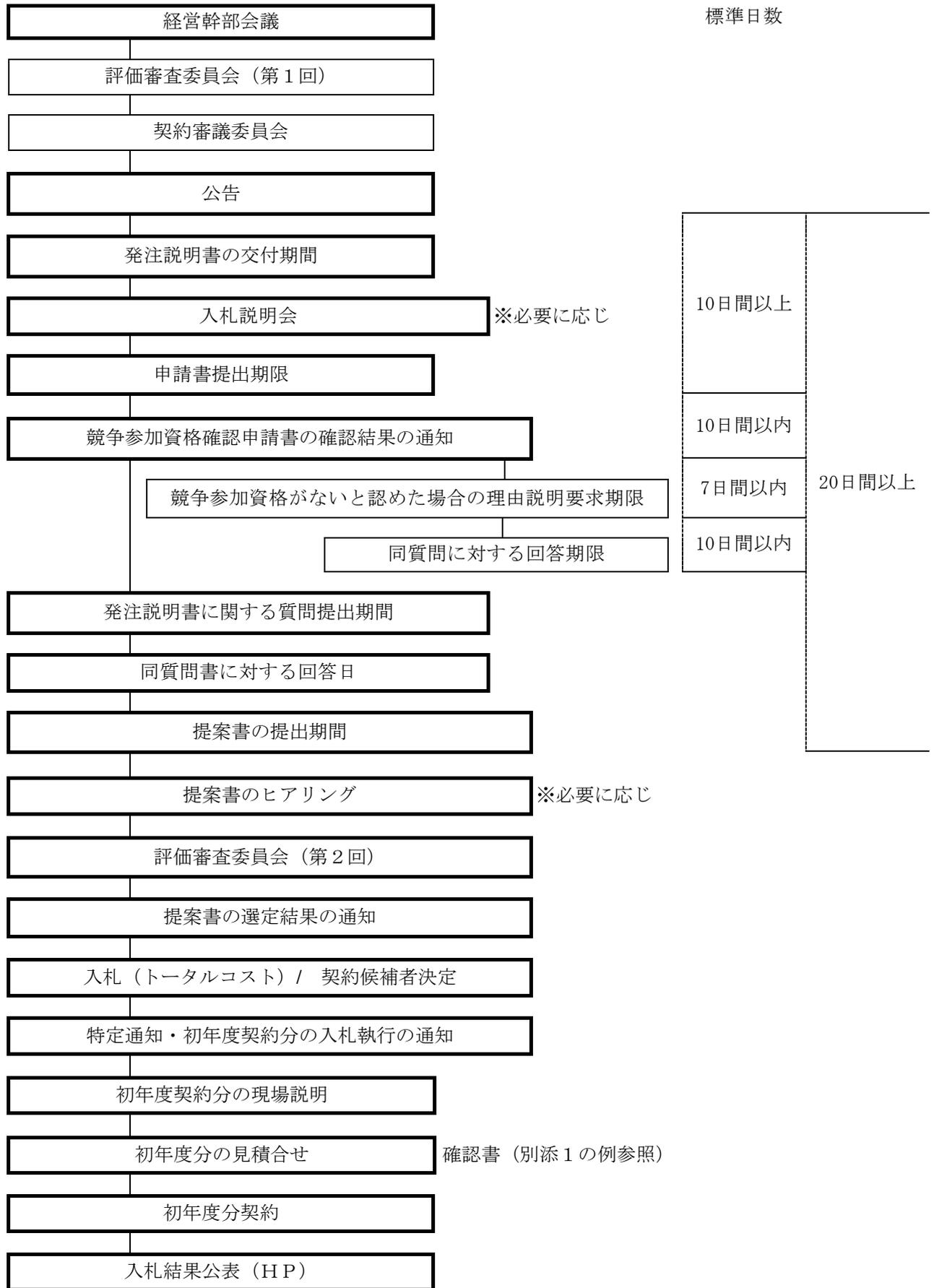
落札決定後、契約締結に当たっては、落札者の提出した提案書の内容、及び確認書を原則としてすべて契約書に記載又は添付することとし、その履行を確保するものとする。

9. 次年度業務の契約

- (1) 当該年度の事業実施状況、次年度の業務の実施計画、予定経費を評価審査委員会で審査し、事業が仕様書等に基づき適切に行われているか、次年度も提案書に基づいた業務の遂行が可能か等を評価し、契約審議委員会に報告する。(審査表は別添2の例を参照のこと。)
- (2) (1)の結果が良好であると認められた場合には、提出された提案書等を踏まえて次年度の契約をすることを契約審議委員会の議を経て、契約職が決定する。
- (3) 次年度以降の契約手続きについては、6.7.に準ずる。
ただし、次年度以降の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものである。

以上

調達手続きフロー



＝次年度以降の契約手続き＝

当該年度の業務の実施状況審査（別添2の例参照） / 評価審査委員会、契約審議委員会

(別添1)

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

確認書

〇〇に係る平成〇〇年度契約の入札（見積）にあたり、下記の事項を確認いたします。

記

1. 提案書に記載された本業務の完了期日は、平成 年 月 日である。
2. 提案書に記載された本業務内容を実現するために要する費用総額（以下「トータルコスト」という。）は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円である。これは、現時点における技術水準、物価水準等を前提とした上限価格であるが、今後の技術開発の進展、同種の技術の普及等によっては、次年度以降の契約時においては、さらに低減させうる価格である。
3. 2. のトータルコストに係る各業務の内訳は、別紙1のとおりであり、各々の額は2. のトータルコストと同様の上限価格である。
また、その年度別内訳は別紙2のとおりである。
4. 本業務により設置される装置については、提案書に記載した性能等を保証するものである。
5. 平成〇〇年度以降の業務については、今後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社の予算措置を条件として毎年度に見積もり合わせを行い、別途契約を行う。

以上

トータルコスト提出様式

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本 忠 殿

トータルコスト集計表(消費税除く)

1)〇〇費 (単位:千円)

項目		合計
〇〇費		
合計(I)		

2)〇〇費 (単位:千円)

項目		合計
〇〇費		
合計(II)		

3)〇〇費 (単位:千円)

項目		合計
〇〇費		
合計(III)		

(I)、(II)、(III)の総合計	
--------------------	--

様式

(単位:千円)

項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	合計	摘要
1)〇〇費						
〇〇費						
合計(Ⅰ)						

項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	合計	摘要
2)〇〇費						
〇〇費						
合計(Ⅱ)						

項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	合計	摘要
3)〇〇費						
〇〇費						
合計(Ⅲ)						

(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の総合計

平成〇〇年度〇〇業務に係る実施状況等審査表（集計表）（例）

審査項目	審査項目	配点	評価点					平均点	備考
			審査者1	審査者2	審査者3	審査者4	審査者5		
当該年度における業務の履行状況	仕様書(1)①「業務内容」の履行状況	5点	4点	4点	3点	3点	4点	3.6点	
	仕様書(1)②「業務内容」の履行状況	5点	5点	4点	5点	5点	4点	4.6点	
	仕様書(1)③「業務内容」の履行状況	10点	10点	8点	10点	10点	4点	9.5点	審査者5の評価点は認識誤りであったことから除外する
	仕様書(2)①「業務内容」の履行状況	5点	4点	4点	4点	4点	4点	4.0点	
	仕様書(2)②「業務内容」の履行状況	10点	8点	6点	6点	6点	6点	6.4点	
	仕様書(3)「業務内容」の履行状況	10点	8点	8点	8点	8点	8点	8.0点	
	報告書(成果物)の内容	15点	12点	12点	12点	12点	9点	11.4点	
実施体制	必要な人員の確保、連絡体制の整備がされていたか	10点	8点	8点	8点	8点	8点	8.0点	
業務従事者	当該業務を行うにあたり十分な技術・経験等を有していたか	5点	4点	4点	4点	4点	4点	4.0点	
	指示等に対し、適切な対応が得られたか	5点	5点	4点	3点	4点	5点	4.2点	
翌年度以降の業務の実施	提案書に基づいた業務実施が可能か	15点	12点	12点	9点	9点	12点	10.8点	
	提案書で提示された予定経費が妥当か	5点	4点	4点	4点	4点	4点	4.0点	
合 計		100点	84点	78点	76点	77点	72点	78.5点	

配点の満点	100.0点
平均点の合計	78.5点
得点割合	78.5%

【評価基準】

評価内容	配点	5点満点の場合	10点満点の場合	10点満点の場合
①十分満足できる		5点	10点	15点
②満足できる		4点	8点	12点
③平均レベル		3点	6点	9点
④平均よりやや劣る		2点	4点	6点
⑤平均よりかなり劣る		1点	2点	3点
⑥満足できない		0点	0点	0点

【留意事項】

1. いずれかの審査者によって、適切な理由に基づき「⑤平均よりかなり劣る」又は「⑥満足できない」と採点された項目がある場合は、契約を継続することはできない
2. 平均点の合計が配点の満点の60%に満たない場合は、契約を継続することはできない
3. 平均点の算出にあたり、除外した評価点があれば備考欄に記載すること